

別紙9

治療・ケアの評価の手引き

1 評価に係る留意事項について

① 褥瘡について

褥瘡のステージについては、「医療区分・ADL区分に係る評価票 評価の手引き」（以下、「評価の手引き」という。）で定める「31. 褥瘡に対する治療を実施している状態」の「項目の定義」にある状態

② ADLの低下

評価の手引きⅢで定めるADL区分の評価で求める「支援のレベル」の合計点が2点以上増加した場合

③ 尿路感染症

尿路感染症は、評価の手引きで定める「2. 尿路感染症に対する治療を実施している状態」の「項目の定義」にある状態

④ 身体抑制

以下に掲げる身体拘束の行為を行った場合

ア 四肢の抑制

イ 体幹部の抑制

ウ ベッドを柵（サイドレール）で囲む

エ 介護衣（つなぎ服）の着用

オ 車いすや椅子から立ち上がれないようにする（腰ベルトや立ち上がれない椅子の使用）

2 算出に係る留意事項

① 算出については病棟単位とし、期間は歴月単位とする。

② 対象となる患者は、当該月の1か月を通して当該病棟に入院している患者（以下、「継続入院患者」という。）であり、当月中に入院又は退院（転棟）した患者は除外する。

③ 月末において、評価項目ごとに、その状態に該当する患者（以下、「該当患者」という。）数を確認する。

④ 月末において、評価項目ごとに、該当患者数を継続入院患者数で除した数を算出し記録すること。（別紙11）

⑤ 同一患者が複数の項目に該当する場合は、それぞれの評価項目に該当する患者として加える。

⑥ 褥瘡については、当該病棟内（診療所では施設内）で発生した患者数も

算出することとし、他の医療機関等で既に発生していた褥瘡と当該医療機関の入院中に新たに発生した褥瘡を合わせて持っている患者の場合には、当該病棟内（診療所では施設内）で発生したものとして取り扱うこと。

3 その他

- ① 病棟単位（診療所では施設単位）で別紙 11 の「治療・ケアの内容の評価表」を備え付けること。該当患者については別紙 10 の「褥瘡、ADL、尿路感染症及び身体抑制に係る治療・ケアの確認リスト」を参考にしながら現在の治療・ケアの内容を確認し、今後の治療・看護の計画を見直した場合には、その内容を診療録等に記録すること。

- ② ADL区分3で褥瘡評価実施加算を算定する患者は、別紙 10 の「褥瘡及びADLに係る治療・ケアの確認リスト」を参考にしながら現在の治療・ケアの内容を確認し、今後の治療・看護の計画を見直した場合には、その内容を診療録等に記録すること。